資料4

五霞町防災の日　総合防災訓練の実施
～水害を想定した車両による一時避難の体験～

五霞町

五霞町では、毎年11月最終日曜日を「防災の日」とし、住民参加による避難訓練や自主防災組織による行政区の防災資機材点検を実施しています。本年度は、R2.9に整備した水害時一時避難所（五霞町山王地先　高規格堤防の中腹）を活用し、水害を想定した避難訓練を主に実施しました。

実施内容

（1）職員による避難車両の誘導訓練
- ○避難所の場内における車両の誘導作業は、事前に明確にした役割を会場に到着した職員に割り振り、ローテーションによって常時対応しました。
- ○車両誘導のほか、避難者が記入する避難カードの回収、歩行者の安全確保等の対応を行いました（職員89人参加）。

（2）住民の車両による一斉避難訓練
- ○午前9時に防災無線で避難指示を発令し、一斉に避難会場に車両が集まりました（避難車両156台、約300人が避難）。
- ○実際と同様の避難手順を体験し、自主的な避難行動を促しました。

（3）災害対策本部シュミレーションの実施
- ○災害対策本部 本部員（町特別職（三役）、各所属長、消防団長及び五霞分署長）が一堂に会し、業務上における水害時タイムラインの確認を行いました。

（4）協力機関による防災関連ブースの設置
- ○江戸川河川事務所、陸上自衛隊古河駐屯地、境警察署、古河消防署五霞分署の協力を受け、降雨体験や防災関連の展示、救急救命等のブースを設置し、来場者の興味・関心を促しました。

資料4

五霞町洪水避難地図（中川浸水想定区域）の作成及び全戸配布の実施

五霞町

埼玉県が、中川の流域河川の浸水想定を行い、水害リスク情報を公表したことを受け、町の一部が浸水想定エリアに指定されていることから、浸水想定区域を表示した避難地図（Ａ３両面刷り、１度折り仕様）を作成しました。

実施内容

（１）地図面の作成
- 埼玉県から提供を受けたshapeデータを利用し、浸水想定区域図を整理した。

（２）記事面の作成
- 以前から問合せのあった適切な避難方法についてお答えする「避難行動判定フロー」を掲載した。
- 警戒レベルごとに色分けした行動別の役立つ情報を一覧にして掲載した。

（３）町民全戸配布
- 行政組合に加入している世帯には、町広報紙等と合わせて配布した。
- 行政組合に加入していない世帯には、令和４年度ごみカレンダーと合わせて全戸に郵送して配布した。
- 配布した避難地図は、既に全戸配布している「五霞町水害ハザードマップ」に綴じ込んで保管するようお願いした。

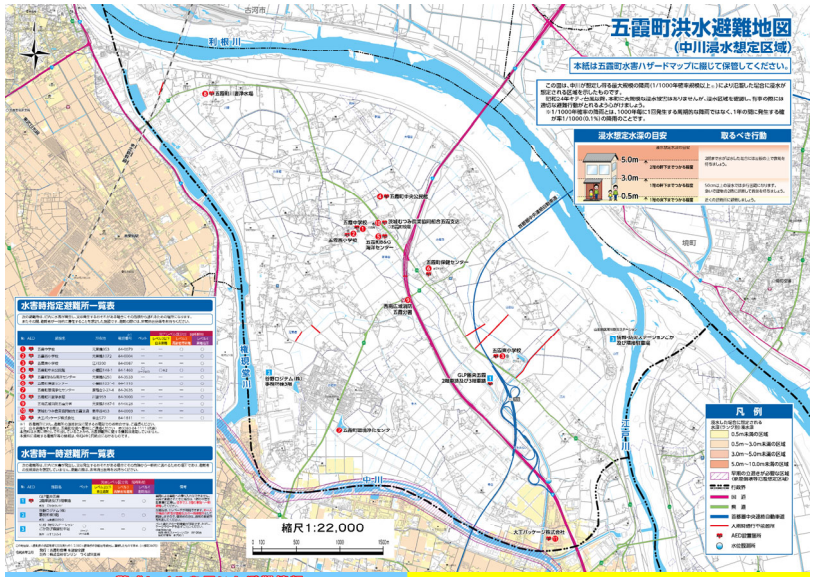

資料4

コロナ対策を踏まえた避難所開所訓練及び無線通信訓練の実施

五霞町

町職員による、水害を想定した避難所の開所訓練を7月15日（木）に実施し、職員の非常時の円滑な対応と新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた避難所の開所方法を確認しました。

実施内容

（１）避難所の開所方法等に関する研修

研修会場では、用意した３つのブース（受付説明・資機材説明・ＭＣＡ操作要領説明）を避難所班毎に回り、開所手順や運営のポイントを確認しました。

場所　五霞町Ｂ＆Ｇ海洋センター

概要　○感染症に対応した受付方法

○新たに導入した資機材の活用方法

※プライベートテント、ソーラー蓄電池、ＭＣＡ無線機　等

○ＭＣＡ無線機による通信方法

（２）避難所開所訓練（受付準備、備蓄品等の確認、報告作業）

避難所毎に割振りをしている職員班により、各避難所で開所訓練を実施しました。

概要　○公共施設10箇所、民間事業所4社で実施

○職員配置、受付準備、導線の確認、備蓄品等の確認

○ＭＣＡ無線機を使用し、災害対策本部へ開所状況等を報告

資料4

防災教育の促進

杉戸町

昨年度までの経緯・背景

○国や県において河川が氾濫した場合の浸水想定区域が公表されたことを受けて、利根川、江戸川、荒川、大落古利根川の氾濫による浸水の可能性がある区域を図面に示したほか、指定避難所や災害に対する日頃の備えなどを記載した洪水ハザードマップを作成

実施内容・今年度の実施状況

○令和3年4月に広報紙と一緒に洪水ハザードマップを全戸配布
○町内の小中学校に洪水ハザードマップを校内に掲示
○洪水ハザードマップの活用した防災講座の実施

資料4

あだち防災フェア2021を実施

足立区

〇令和3年度は、防災週間（8月30日～9月5日）及び防災の日（9月1日）に合わせ、アリオ西新井及びイトーヨーカ堂アリオ西新井店と協力・連携した防災普及啓発を実施した。
配布したチラシ・パンフレット類は約2,700部にのぼり、多くの来場者が訪れた。

資料4

土のう作成、土のう積み訓練の実施

足立区

洪水時の越水を想定し、被害を軽減することを目的とした土のう作成訓練及び土のう積み訓練を実施した。

○土のう作成訓練の実施（令和3年6月）

○土のう積み訓練の実施（令和3年5月）

資料4

区職員向けの水害対応研修の実施

葛飾区

・区職員の風水害に備えた災害対応力の向上を図るため、最新の気象の動向やハザードマップ、災害対策本部や避難所運営、区民からの問い合わせ対応等に関する研修を実施した。

・同内容の研修を30回実施して、約1，000名の職員が受講した。

令和3年度 参集職員向け研修

－ 次 第 －

開会
1. 最新の気象の動向
2. 葛飾区水害ハザードマップについて
3. 水害BCPについて
4. 参集時期及び災害対策本部の概要

――― 休憩 ―――

5. 令和元年台風19号における葛飾区の状況
6. 令和2年度災害対策本部運営訓練の様子
7. 災害対応時に役立つサイトやアプリ
8. 風水害に備えた住民からの主な問合せQ&A集
9. 避難所運営従事について

質疑応答・閉会

資料4

水害図上訓練の実施

葛飾区

・荒川や中川の氾濫に備えて、避難所の開設・運営や避難情報の発令判断をすることを目的に、災害対策本部を運営する図上訓練を実施した。

・コロナ禍での避難所運営や、地震発生による風水害との複合災害への対応、DIS（東京都災害情報システム）の操作も訓練シナリオに盛り込み、災害対応力の向上を図った。

・同日、避難所開設訓練と水防図上訓練も併せて実施して、合計550名程が参加した。

・訓練参加機関：東京都、消防、警察、自衛隊、国土交通省荒川下流河川事務所

災害対策本部会議の様子

会議結果共有の様子

住民からの問い合わせ対応

資料4

業務継続計画（BCP）〈水害編〉策定

葛飾区

・荒川や中川の氾濫等、区に浸水被害をもたらす発生可能性の高い洪水の想定について共有し、災害時優先業務を抽出するために、BCPの水害編を策定した。

第４章　災害時優先業務一覧

本章では、洪水による浸水被害発生からおよそ1か月後までの応急対応期のなかで、区として取り組むべきことを整理しました。（一部、浸水被害発生前から取り組む業務も含まれます）

1　応急対策業務、早期復旧・復興業務一覧

（1）区民の生命を守るための最優先業務

業務名	受援（応援職員の受け入れ）態勢の確保				
業務概要	国・都・他自治体・救助機関等、様々な主体からの人的支援を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行えるように、災害対策本部内に危機管理担当官をリーダーとして、受援担当者を選定し、統括班付とする。受援担当者は2名以上が情報共有しつつ、専任的に対応できるようにする。 早急に応援職員の執務スペースを設けて、宿泊先については近隣区の宿泊施設の借り上げについて、都に要請する。				
担当部署	災害対策本部・健康部（地域保健課）				
	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
スケジュール	受援担当選定	受援対応	受援対応	受援対応	受援対応

抽出した災害時優先業務の例

資料4

大規模水害時自主的広域避難補助金

江戸川区

○自主的な広域避難を促すための取組として宿泊施設への広域避難に掛かった宿泊費を補助する制度を創設
○江東５区で広域避難情報を発令した場合に、自主的に区外の宿泊施設を確保して広域避難を行った区民に対し、補助金を交付
○金額は１人あたり１泊一律3,000円を３泊まで

超大型台風上陸の概ね３日前
江東５区において広域避難情報発令の判断

広域避難

発令する場合

江東５区による共同検討開始の避難情報発令

補助の適用を公表

●公的広域避難先に滞在
（現在、国や都と検討中）

ホテル及び旅館等への宿泊

発令しない場合
補助対象外

資料4

大規模浸水対策の実施

東京地下鉄株式会社

東京地下鉄の大規模浸水対策おける全般的な考え方について

2010年4月中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会最終報告」の公表により、**荒川等の河川が氾濫した場合、地下鉄トンネルを経由して都心部へ浸水被害が拡大することが明らかになったことから、トンネルや地上運転設備等が浸水しないよう**大規模浸水対策に着手し出入口等の浸水対策を整備しているところである。整備における対象の範囲は下図のとおり。

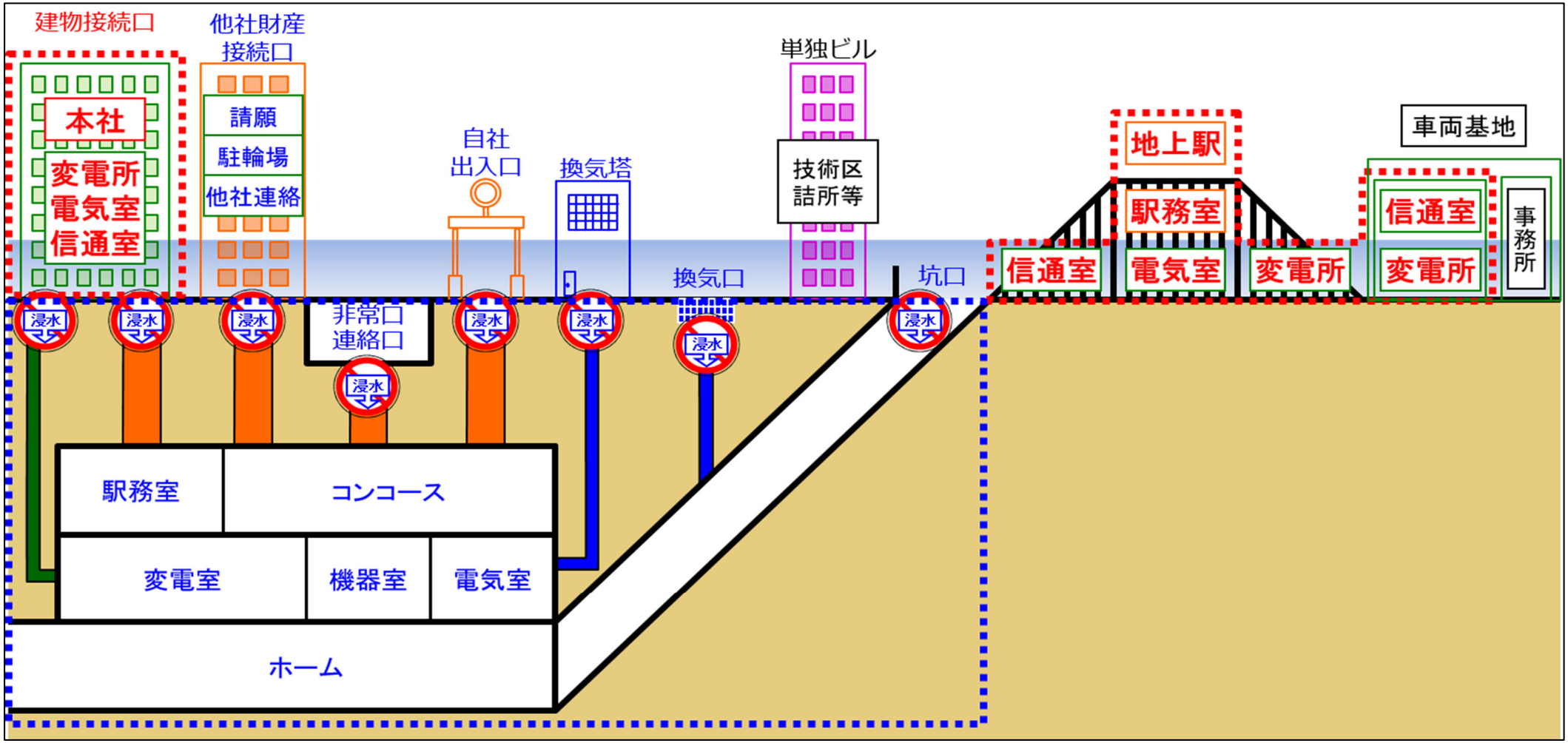

資料4

防災教育、マイ・タイムラインの普及の実施

茨城県

- 人型ロボット「ペッパー」を活用した防災講座を開催し、小学生に対する水防災教育を実施した。
- 住民等を対象としたマイ・タイムライン作成講習会を開催し、普及啓発を図った。
- WEB版マイ・タイムライン作成システムを構築し、マイ・タイムラインの作成促進を図った。

ペッパーを活用した防災講座

１　県庁見学の際の防災講座

県庁見学で来庁した小学生に対し、茨城県災害対策室等の見学と併せ、ペッパーによる防災講座を開催し、ハザードマップの見方や避難情報の意味を説明した。

令和３年度実績：１９校（９７５人）　※令和３年12月末現在

※ハザードマップにおいて、学校及び学校周辺が浸水想定区域に指定されている小学校を対象に実施。

２　出前講座による防災講座

小学校からの依頼を受け、ペッパーによる出前講座を実施した。

ペッパーからの説明のもと、ハザードマップによる地域の災害リスクや避難情報の意味を確認した後、マイ・タイムラインを作成した。

令和3年度実績：２校（８８人）　※令和３年12月末現在

マイ・タイムラインの作成促進

１　住民等を対象としたマイ・タイムライン作成講習会

災害時の「逃げ遅れ」を防止するため、浸水想定区域に居住する県民等を対象としたワークショップを開催し、マイ・タイムラインの作成を通じ、災害時における県民の適切な避難行動について、意識啓発を行っている。

令和３年度実績：１０回（５００人）　※令和３年12月末現在

２　WEB版マイ・タイムライン作成システムの構築

講習会等に参加できなくても、自宅で簡単にマイ・タイムラインを作成することができるWEBサイトを構築し、公開した。

（令和３年８月公開）

WEB版には、ハザードマップや避難を開始するタイミングの確認を行う「通常版」と、より簡単にマイ・タイムラインを作成することができる「入門版」がある。

作成したマイ・タイムラインを電子データで保存することで、いつでも見直すことが可能。

（作成後のイメージ→）

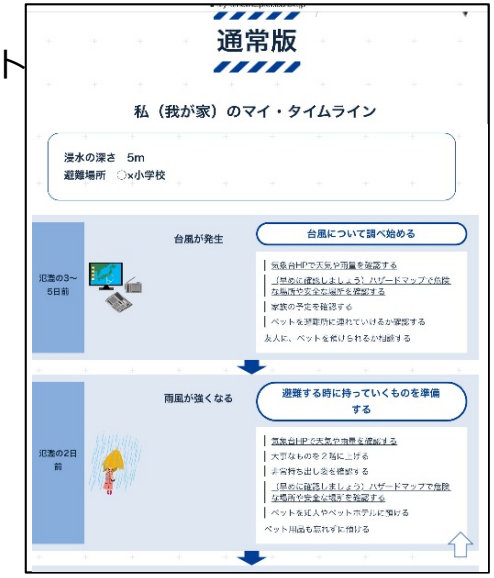

資料4

防災教育の促進

埼玉県

消防学校の生徒を対象とした出前講座（水防工法）
日時　令和3年11月17日9：30～12：20
対象者：消防学校の生徒36名（採用1年目～2年目）
実施場所：埼玉県消防学校
実施内容：水防工法（土のうづくり、積み土のう工）

資料4

水防災情報の発信強化

東京都

■浸水リスク情報の提供

- ハザードマップの基となる浸水予想区域図について、令和２年度末に全14区域で想定最大規模降雨に対応した図への改定を完了
- ピンポイントの浸水リスクをスマートフォン等からでも簡単に検索できる「浸水リスク検索サービス」を提供
- 令和３年12月に「中川及び綾瀬川圏域」など５区域を追加し、都内全14区域での提供を開始

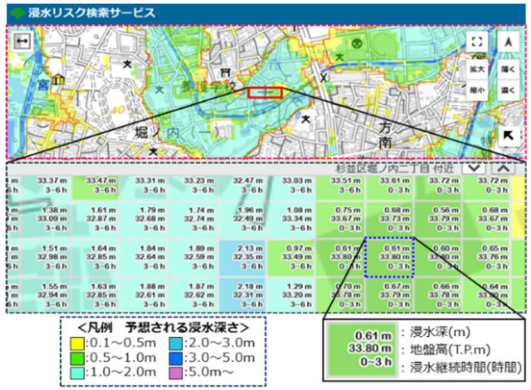

【浸水リスク検索サービス】

URL:https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html

▲QRコード

■河川監視カメラの設置拡大

- 住民の避難行動に繋がる水防災情報の発信・充実を図るため、河川の状況を分かり易くリアルタイムに伝える監視カメラの設置拡大
- 令和３年度は、利根川水系毛長川を含む40箇所で増設し、計78箇所で映像公開

【河川監視カメラ公開状況】

■河川監視カメラ映像のライブ動画配信

- これまでは「水防災総合情報システム」において、河川監視カメラ映像の静止画（5分更新）を公開
- 令和３年６月１日より、YouTubeを活用したライブ動画配信も開始
- 今後は、河川監視カメラの増設にあわせて、順次公開数を拡大予定

【YouTube　東京都水防チャンネル】

URL:https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ

▲QRコード

■更なる情報発信に向けた取組

- 水防災情報発信の更なる強化に向け、河川監視カメラなど観測機器の設置拡大や利用者の視点に立ったより使い易いシステムへの改善等を行う。

資料4

区市町村との合同排水ポンプ車操作訓練の拡充

東京都

実施の目的

◆排水ポンプ車の性能紹介
◆水防管理団体職員による排水ポンプ車操作体験

合同訓練の拡充

◆令和３年は７建設事務所で実施し、１１区１１市が参加
（令和２年は１建設事務所で実施し、４市が参加）

Ｒ３実施事務所

事務所名	水防管理団体
一建	千代田区、中央区、港区
二建	大田区、世田谷区
三建	中野区、新宿区、杉並区
四建	豊島区、板橋区、練馬区
南西建	日野市
北南建	三鷹市、府中市、狛江市 調布市、小金井市、武蔵野市
北北建	東村山市、清瀬市 東大和市、武蔵村山市

排水ポンプ車概要説明

水中ポンプ取扱体験

令和４年度以降の訓練について

◆排水ポンプ車を有する全10事務所で連携訓練を実施予定

移動式排水ポンプ車

配備台数

○　西多摩建設事務所を除く10建設事務所に１台ずつ計１０台を配備

特徴

○毎分５㎥の排水が可能な水中ポンプを２台積載
○揚程10mでの排水距離は50m
○排水ホースは、100m分（25m・15m・10m それぞれ2ｾｯﾄ）を積載
○発動発電機を積載しており、連続で10時間程度の運転が可能

資料4

宅地建物取引業者へ水害リスク情報の提供

東京都

■宅地建物取引業者へ最新の水害リスク情報を提供

・令和2年8月に宅地建物取引業法施行規則の一部が改正
・宅地建物取引業者は、宅地又は建物の取引に際して、洪水などの水害リスクを購入者等に事前に説明することが義務付けられた。

・宅地建物取引業者向けの講習会において、水害リスクに関する情報の解説を実施

①宅地建物取引業者向けの講習会での講演

・日　　時：令和3年12月20日（月）
・場　　所：なかのZERO大ホール
・参加対象：不動産関連団体に属さない不動産業者
・参加人数：205名
・主　　催：住宅政策本部住宅企画部不動産業課
・説　　明：建設局河川部防災課
・説明概要：

- 宅建業法改正にかかる水害リスク情報（ハザードマップ、洪水浸水想定区域図など）の位置付けについて
- 東京都水防災総合情報システムなどの紹介について

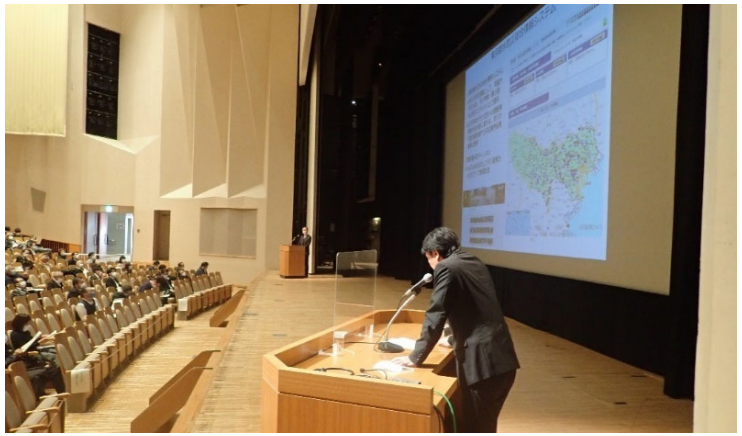

講習会での水害リスク情報に関する講演の様子

②建設局HPに「水害リスク情報の提供」を創設

・建設局HPに宅地建物取引業者向けの「水害リスク情報の提供」に関するページを新たに創設
・URL:
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/kasenbu0028.html

資料4

排水対策の検討

東京都

○浸水後の社会経済被害の最小化や都民の一刻も早い生活再建を目的に排水の検討を実施

● 高潮浸水想定区域図の公表

■平成27年7月　水防法の一部改正→高潮浸水想定区域等の創設
■平成30年3月　東京都高潮浸水想定区域図の公表

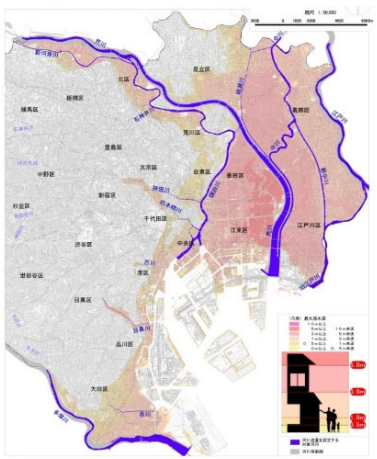

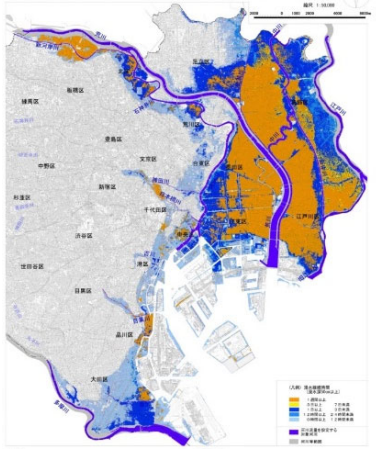

大規模な浸水被害が生じ、広範囲で1週間以上の浸水が継続

● 大規模水害時の排水対策の検討

目的
・浸水後の社会経済被害の最小化
・都民生活の早期の復旧、復興

上図のような大規模水害時に排水計画を作成するための
基礎資料として排水作業準備計画の検討開始

	H30年度	H31年度	令和2年度	令和3年度
排水対策の検討	連絡会　委員会設置			計画策定
検討委員会		★　★	★	★ 予定

● 東京都の排水作業準備計画

■全エリア共通事項
右図の全エリアに共通する情報を整理
1．排水作業開始までの流れ
2．排水ポンプ車等の保有状況・諸元
3．排水ポンプ車等の配置方法
4．排水計画立案における考え方
5．仮復旧の方法

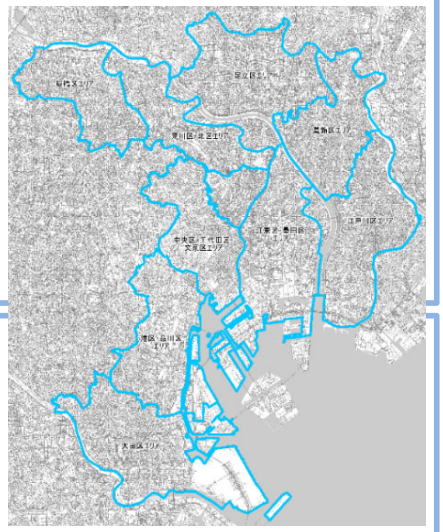

■エリア別事項
右図のエリア別に以下の情報等を図示
・排水施設への燃料補給車のアクセス
・排水ポンプ車の設置可能場所とアクセス

・江戸川区エリアのイメージ

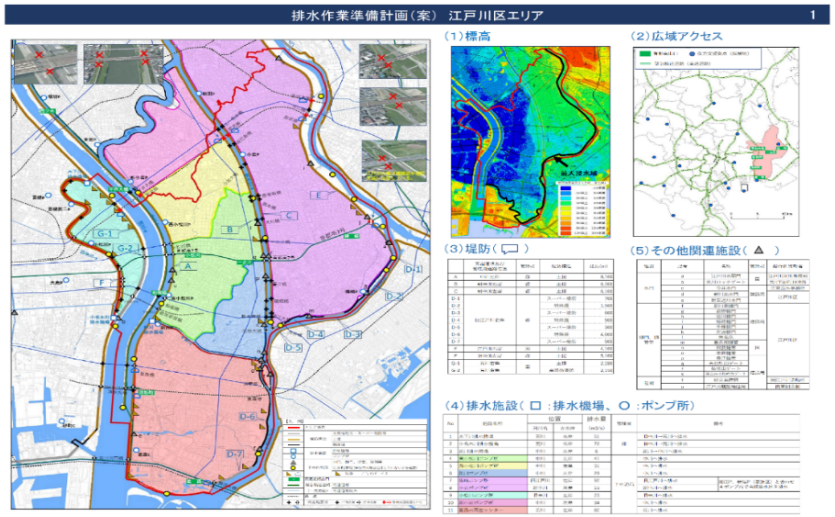

資料4

高潮特別警戒水位の設定範囲拡大

東京都

◆　高潮特別警戒水位設定の経緯

- H27年の水防法改正に基づき、想定最大規模の高潮浸水が想定される17区のうち、12区で高潮特別警戒水位の運用を開始（R2年7月）
- 河川氾濫危険情報（警戒レベル4）が、高潮氾濫発生情報（当時は高潮氾濫危険情報（警戒レベル4））より早く発令される5区は未設定（未設定の5区：目黒区、荒川区、文京区、台東区、新宿区）

◆　災害対策基本法の改正（R3年5月）

- 「高潮氾濫危険情報（警戒レベル4）」が
  「高潮氾濫発生情報（警戒レベル5）」に変更
- 高潮特別警戒水位が未設定の区については、警戒レベル5相当の情報が発令されない状況

◆　高潮特別警戒水位の設定範囲拡大

- 既に水位が設定されている12区に加え、未設定である5区についても水位を設定（右図参照）

千代田区・中央区・港区・品川区・大田区・目黒区	A.P.+3.6m
墨田区・江東区・江戸川区	A.P.+3.9m
北区・板橋区・足立区・葛飾区・荒川区・文京区・台東区・新宿区	A.P.+4.3m

◆　今後の予定

- 追加5区の水位設定を、R4年度の東京都水防計画に反映
- R4年4月を目途に、追加5区の運用を開始

高潮特別警戒水位の設定範囲拡大（案）

資料4

あなたの町の予報官テレビの実施

東京管区気象台

減災に向けた取組として、東京都の区市町村向けに平日の11時15分から Web会議サービスを用いて、毎日気象解説を実施しています。

- 「あなたの町の予報官テレビ」（以下、「あな町TV」）の名称でZoomミーティングにより実施。
- 平日11時15分から5分程度区市町村向けに気象解説を実施。
- 天気図や気象衛星を用いた実況、警報等の見込み、週間天気予報等を解説。
- 発言やチャットにより質問も受け付け、東京都担当予報官が回答。

- 放送終了後、録画をメールで共有。その際、ポイントをまとめた資料をPDFにして添付。
- 台風接近時には、台風説明会としてより詳しい資料を用いて説明を実施。

予報官による解説の様子

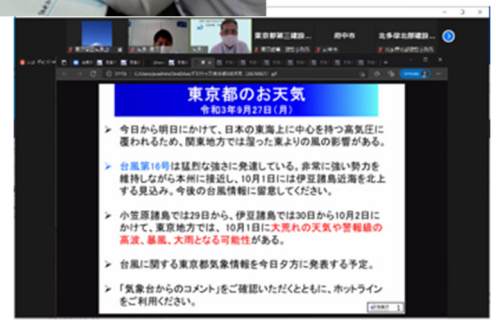

あな町TVの画面のキャプチャ

資料4

気象防災ワークショップの実施

東京管区気象台

減災に向けた取組として、東京都の区市町村の自治体担当者を対象に、各種の防災気象情報を適切に理解し、避難情報の発令のタイミングなどに関する検討を行い、防災対応力向上にむけて、気象防災ワークショップをオンラインを使用し実施しています。なお、オンラインでの開催については、水戸地方気象台、銚子地方気象台、熊谷地方気象台（昨年度から）でも実施しています。

- オンライン（Zoom）を用いて、災害対策基本法改正に対応した内閣府「避難情報に関するガイドライン」を基本とし、防災気象情報に基づく地方公共団体の防災対応を疑似体験する。
- 気象台等から発表される様々な情報を参照しながら、少人数によるグループワーク（Zoomのブレイクアウトルーム機能を利用）を行う。

- 防災気象情報を適切に理解し、有効に活用するとともに、体制の強化や避難情報の発令のタイミングなどに関する検討を行い、判断のポイントを学んでいただくことによって防災対応力の向上を目指す。

実施風景

気象防災ワークショップ（オンライン）時の画面キャプチャ